

# 令和8年度沖縄総合通信事務所重点施策

## ～ICTでうちの島々をむすび、未来を拓く～

### I 災害に強い通信・放送インフラの強靱化の推進による安全・安心の確保

#### 1 災害に強い通信・放送インフラの強靱化

- (1) 防災関係機関による住民への情報伝達や避難指示等が迅速・確実に行われるよう、災害に強い情報通信ネットワークの構築を推進します。また、大規模災害等により自治体が平常時に使用している通信手段が使用できない場合を想定した非常通信ルートを確認するための検証を行います。さらに、災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波等を回避するため、大容量蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、携帯電話基地局の強靱化対策を推進します。
- (2) 災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、テレビ・ラジオ等の予備送信設備、ケーブルテレビネットワークの光化、辺地共聴施設のブロードバンド代替等による耐災害性強化を支援します。
- (3) 地方公共団体の要請により貸出可能な、災害対策用機器の貸出対象機器について、周知広報を行います。災害発生時及び災害の発生が想定される場合には、地方公共団体等に対して無線通信機器等の貸出を行います。また、地方公共団体等が行う防災訓練に参加し、機器の活用訓練、情報収集のための伝達訓練や災害対策用機器の輸送・設置訓練を実施します。
- (4) 台風、地震、津波等の災害時における通信・放送サービス等の確保に資するために、平常時からの電気通信事業者、放送事業者、地方公共団体や国の出先機関等の関係機関との連携や情報共有等の必要な措置を講じます。また、地方公共団体等が行う防災訓練に参加し、情報収集や応急復旧のための伝達訓練や災害対策用機器の輸送・設置訓練を実施します。
- (5) 重大な被害が想定される大規模災害時又は発生するおそれがある場合、速やかに地方公共団体の災害対策本部へリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被災地における災害情報の収集や災害対策に係る関係機関との連絡調整等を行うとともに、地方公共団体からの要請に対し通信の確保に係る災害対策用機器の貸出に対応します。

#### 2 重要無線通信妨害対策及び不法無線局等の対策

- (1) 重要無線通信を確保するため、関係免許人との連携強化を図り、重要無線通信妨害が発生した場合は迅速な排除に取り組みます。
- (2) 良好な電波利用環境を推進するため、捜査機関と連携した不法無線局の取締りや、電波規

正用無線局による無線局の運用方法適正化の指導などに取り組みます。

- (3) 技術基準に適合しない無線設備（技術基準不適合無線機器）の流通抑止のため、販売店などへの指導や販売状況等の調査に取り組みます。
- (4) 混信・妨害や電波障害のない良好な電波利用環境を実現するため、電波監視施設(DEURAS等)の計画的な整備や保守管理に取り組みます。

### 3 電波を安心・安全に利用するための周知・啓発

- (1) 電波利用に関する意識向上を図るため、電波利用ルールに関するポスター・リーフレットの活用や街頭ビジョンによる広告など、効果的な周知啓発活動に取り組みます。
- (2) 医療機関における電波利用のトラブルを防止し、安心・安全な電波利用を実現するため、ハンズオン支援や説明会の開催などを通じて周知啓発に取り組みます。
- (3) 無線局検査制度の適正な運用を図るため、登録検査等事業者に対する現状確認や、立入検査などの指導監督を行います。

### 4 船舶の安全航行のための無線通信システムの普及促進

船舶の安全設備の義務化に伴う、船舶無線及び船舶と常時通信するための陸上無線の導入・整備を促進します。また、小型船舶の海難事故未然防止に有用な AIS（船舶自動識別装置）及び個人が海へ転落した際、海上保安庁に遭難を通報する装置である PLB（携帯用位置指示無線標識）の導入促進と適切な運用の周知に取り組みます。

## II 地域を活性化する DX の推進と ICT 環境の整備

### 1 地域 DX の推進

- (1) ICT で地域社会の課題を解決するため、AI・自動運転等の先端技術・データ等を用いたソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等を総合的に支援します。
- (2) 地域 DX の専門家等を地方公共団体に派遣し、地域課題の洗い出しや深堀り、整理を実施するほか、具体的な進め方の提案や地域 DX 推進体制の構築まで伴走支援します。
- (3) デジタル技術を活用したスタートアップ企業やイベントの支援等を通じて、地域 DX を促進します。
- (4) 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域における、地方公共団体、電気通信事業者等による光ファイバの整備や、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理を支援します。
- (5) 生成 AI 等のデジタル技術活用に不可欠なデジタル基盤である 5G の普及を促進します。また、そのため 5G に必要となるインフラの整備を支援します。
- (6) 地域 DX の加速に向け、各省庁、地方公共団体、関係機関と強固な連携体制を構築し、

県内全域のデジタル変革を力強く推進します。

## 2 地域で活躍する人材の充実

- (1) デジタルコンテンツ制作促進に向けたクリエイターの人材育成や関係団体等と連携したデジタルコンテンツ制作イベント（デジタル映像祭）を通じ、デジタルコンテンツ制作・地域情報の発信を促進します。
- (2) 海外展開を前提とした高品質な放送コンテンツ制作を促進するため、放送事業者や番組製作会社等に対し、先進設備の導入支援、人材育成、配信プラットフォームの整備等を通じて、放送コンテンツの海外展開を推進します。
- (3) 高等専門学校生を対象に実施される WiCON 等のイベントにより、無線通信を活用したアイデアの技術実証や地域課題解決の提案を支援することで、ワイヤレス分野の人材の育成を図ります。
- (4) 実践的な対応処理能力を持つセキュリティ人材等を確保するため、国の行政機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施します。

## 3 デジタル空間の健全性の確保

- (1) インターネットや SNS における利用者の ICT リテラシー向上を目指し、プラットフォーム事業者や通信事業者、ステークホルダーとなる IT 企業・団体等と連携した官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を推進し、総合的な ICT リテラシー向上に向けた周知啓発を実施します。
- (2) 電気通信事業者等と連携した出前講座（e-ネットキャラバン）を支援するなど、青少年のインターネットの安心・安全な利用の促進のため周知啓発を実施します。また、「安心ネットづくり促進協議会」のイベントを支援していきます。
- (3) 電気通信消費者利益の向上のため、消費者生活センター、電気通信事業者等の関係者により継続的な意見交換を行うなど、消費者関係施策を一体的に推進します。
- (4) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度（BB ユニバ制度）に係る調査や電気通信サービスの不適正利用対策のための調査等を実施します。
- (5) 公正取引委員会・中小企業庁と連携の上、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」遵守状況調査等を実施し、放送コンテンツの製作取引の透明性向上や更なる適正化を推進します。
- (6) 信書便事業者や信書便利用者への説明会や講習会を開催し信書便制度の理解の向上を図ります。また信書便事業への参入が見込まれる事業者等へ参入に向けた支援を行います。

## 4 サイバーセキュリティ対策の強力な推進

- (1) 多種多様な ICT 利用環境におけるサイバー防御能力を強化するため、サイバー攻撃情報、脆弱性情報及びその対策情報を共有する体制を構築します。

- (2) 実践的な対応処理能力を持つセキュリティ人材等を確保するため、国の行政機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施します。（再掲載）

## 5 電波有効利用の促進

- (1) 無線通信の利用拡大に伴ってひっ迫する周波数を有効活用するため、電波の最適な利用の実現、周波数の再配分に資する電波の利用状況を調査公表するとともに、迅速な技術開発、産業の活性化などに資する特定実験試験局制度の活用を推進します。
- (2) 「持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業（FORWARD）」により、持続的な電波の有効利用や、地域課題の解決に対応するための電波の有効利用につながる研究を推進します。また、同事業の知名度の向上のため周知広報を実施します。

## III 情報通信行政の適正かつ効率的な実施

許認可など国民の生活に関係の大きい業務について、法令に基づき適正に実施します。また、当事務所の業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、研修など人材の育成、広報の充実、行政相談などへの適切な対応等を行います。

以上